

改正案	現行
<p>第六十九条（略）</p> <p>内閣は、国会において内閣総理大臣その他の國務大臣を補佐するため、<u>両議院の議長の承認を得て、人事院総裁、内閣法制局長官、公正取引委員会委員長、原子力規制委員会委員長及び公害等調整委員会委員長を政府特別補佐人として議院の会議又は委員会に出席させることができる。</u></p>	<p>第六十九条（略）</p> <p>内閣は、国会において内閣総理大臣その他の國務大臣を補佐するため、<u>両議院の議長の承認を得て、人事院総裁、内閣法制局長官、公正取引委員会委員長及び公害等調整委員会委員長を政府特別補佐人として議院の会議又は委員会に出席させることができる。</u></p>

改正案	現行
<p>（鉱務監督官）</p> <p>第四十六条 経済産業省及び産業保安監督部に鉱務監督官を置く。</p> <p>（鉱山保安協議会）</p> <p>第五十一条 経済産業省に中央鉱山保安協議会（以下「中央協議会」という。）を、産業保安監督部に地方鉱山保安協議会（以下「地方協議会」という。）を置く。</p> <p>（厚生労働大臣の勧告等）</p> <p>第五十八条 （略）</p> <p>2 労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第九十七条第二項に規定する労働基準主管局長は、<u>鉱山における危害の防止に関し、<b>鉱山保安主管局長（経済産業省の内部部局として置かれる局で<b>鉱山における保安に関する事務を所掌するものの局長をいう。）に勧告することができる。</b></b></u></p>	<p>（鉱務監督官）</p> <p>第四十六条 <u>原子力安全・保安院及び産業保安監督部に<b>鉱務監督官を置く。</b></u></p> <p>（鉱山保安協議会）</p> <p>第五十一条 <u>原子力安全・保安院に中央<b>鉱山保安協議会（以下「中央協議会」という。）を、産業保安監督部に地方<b>鉱山保安協議会（以下「地方協議会」という。）を置く。</b></b></u></p> <p>（厚生労働大臣の勧告等）</p> <p>第五十八条 （略）</p> <p>2 労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第九十七条第二項に規定する労働基準主管局長は、<u>鉱山における危害の防止に関し、<b>原子力安全・保安院長に勧告することができる。</b></u></p>

特別職の職員の給与に関する法律（昭和二十四年法律第二百五十二号）（附則第十条関係）

（傍線部は改正部分）

改正案

現行

（目的及び適用範囲）  
 第一条 この法律は、次に掲げる国家公務員（以下「特別職の職員」という。）の受ける給与及び公務又は通勤による災害補償について定めることを目的とする。

（目的及び適用範囲）  
 第一条 この法律は、次に掲げる国家公務員（以下「特別職の職員」という。）の受ける給与及び公務又は通勤による災害補償について定めることを目的とする。

- 一、十六の二（略）
- 十六の三 原子力規制委員会の委員長及び委員
- 十七、二十六（略）
- 二十七 削除
- 二十八、五十三（略）
- 五十四 削除
- 五十五、七十五（略）

- 一、十六の二（略）
- 「新設」
- 十五、二十六（略）
- 二十七 原子力安全委員会の常勤の委員
- 二十八、五十三（略）
- 五十四 原子力安全委員会の非常勤の委員
- 五十五、七十五（略）

別表第一（第三条関係）

別表第一（第三条関係）

官職名	俸給月額
（略）	（略）
内閣法制局長官	一、四三四、〇〇〇円
内閣官房副長官	
副大臣	
国家公務員倫理審査会の常勤の会長	
公正取引委員会委員長	
原子力規制委員会委員長	
宮内庁長官	（略）
（略）	
内閣官房副長官補、内閣広報官及	一、一九八、〇〇〇円

官職名	俸給月額
（略）	（略）
内閣法制局長官	一、四三四、〇〇〇円
内閣官房副長官	
副大臣	
国家公務員倫理審査会の常勤の会長	
公正取引委員会委員長	
宮内庁長官	
（略）	（略）
（略）	
内閣官房副長官補、内閣広報官及	一、一九八、〇〇〇円

<p>び内閣情報官 常勤の内閣総理大臣補佐官 国家公務員倫理審査会の常勤の委員 公正取引委員会委員 国家公安委員会委員 原子力規制委員会委員 式部官長</p>	
<p>(略) 食品安全委員会の常勤の委員 原子力委員会の常勤の委員 「削る」 情報公開・個人情報保護審査会の常勤の委員 公益認定等委員会の常勤の委員 証券取引等監視委員会委員 公認会計士・監査審査会の常勤の委員 地方財政審議会委員 国地方係争処理委員会の常勤の委員 電気通信紛争処理委員会の常勤の委員 中央更生保護審査会の常勤の委員 宇宙開発委員会の常勤の委員 労働保険審査会の常勤の委員 社会保険審査会委員 運輸審議会の常勤の委員</p>	<p>(略) 九三一、〇〇〇円</p>

<p>び内閣情報官 常勤の内閣総理大臣補佐官 国家公務員倫理審査会の常勤の委員 公正取引委員会委員 国家公安委員会委員 式部官長</p>	
<p>(略) 食品安全委員会の常勤の委員 原子力委員会の常勤の委員 原子力安全委員会の常勤の委員 情報公開・個人情報保護審査会の常勤の委員 公益認定等委員会の常勤の委員 証券取引等監視委員会委員 公認会計士・監査審査会の常勤の委員 地方財政審議会委員 国地方係争処理委員会の常勤の委員 電気通信紛争処理委員会の常勤の委員 中央更生保護審査会の常勤の委員 宇宙開発委員会の常勤の委員 労働保険審査会の常勤の委員 社会保険審査会委員 運輸審議会の常勤の委員</p>	<p>(略) 九三一、〇〇〇円</p>

土地鑑定委員会の常勤の委員  
公害健康被害補償不服審査会の  
常勤の委員

土地鑑定委員会の常勤の委員  
公害健康被害補償不服審査会の  
常勤の委員

改正案	現行
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>（東日本大震災による被災家屋の代替家屋等の取得に係る不動産取得税の課税標準の特例）</p> <p>第五十一条（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故（以下単に「原子力発電所の事故」という。）に関して原子力災害対策特別措置法（平成十一年法律第五十六号）第二十条第二項の規定により原子力災害対策本部長（同法第十七条第一項に規定する原子力災害対策本部長をいう。以下同じ。）が市町村長又は都道府県知事に対して行つた附則第五十五条の二第一項第一号に掲げる指示の対象区域（原子力発電所の事故に関して同法第二十条第二項の規定により原子力災害対策本部長が市町村長又は都道府県知事に対して行つた指示において近く同号に掲げる指示が解除される見込みであるとされた区域を除く。附則第五十二条第二項第一号において「避難指示区域」という。）のうち当面の居住に適さない区域として総務大臣が指定して公示した区域（以下「居住困難区域」という。）内に当該居住困難区域を指定する旨の公示があつた日において所在していた家屋（以下この項において「対象区域内家屋」という。）の同日における所有者その他の政令で定める者が、当該対象区域内家屋に代わるものと道府県知事が認める家屋（以下この項及び次項において「代替家屋」という。）の取得をした場合における当該代替家屋の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が同日から当該居住困難区域の指定を解除する旨の公示があつた日から起算して三月（代替家屋が同日後に新築されたものであ</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>（東日本大震災による被災家屋の代替家屋等の取得に係る不動産取得税の課税標準の特例）</p> <p>第五十一条（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故（以下単に「原子力発電所の事故」という。）に関して原子力災害対策特別措置法（平成十一年法律第五十六号）第二十条第三項又は第五項の規定により原子力災害対策本部長（同法第十七条第一項に規定する原子力災害対策本部長をいう。以下同じ。）が市町村長又は都道府県知事に対して行つた附則第五十五条の二第一項第一号に掲げる指示の対象区域（原子力発電所の事故に関して同法第二十条第三項又は第五項の規定により原子力災害対策本部長が市町村長又は都道府県知事に対して行つた指示において近く同号に掲げる指示が解除される見込みであるとされた区域を除く。附則第五十二条第二項第一号において「避難指示区域」という。）のうち当面の居住に適さない区域として総務大臣が指定して公示した区域（以下「居住困難区域」という。）内に当該居住困難区域を指定する旨の公示があつた日において所在していた家屋（以下この項において「対象区域内家屋」という。）の同日における所有者その他の政令で定める者が、当該対象区域内家屋に代わるものと道府県知事が認める家屋（以下この項及び次項において「代替家屋」という。）の取得をした場合における当該代替家屋の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が同日から当該居住困難区域の指定を解除する旨の公示があつた日から起算して三月（代替家屋が同日</p>

るときは、一年）を経過する日までの間に行われたときに限り、価格に当該代替家屋の床面積に対する当該対象区域内家屋の床面積の割合（当該割合が一を超える場合は、一）を乗じて得た額を価格から控除するものとする。

（東日本大震災による被災自動車の代替自動車等の取得に係る自動車取得税の非課税等）

第五十二条（略）

2 道府県は、次の各号に掲げる自動車で政令で定めるもの（以下「対象区域内用途廃止等自動車」という。）の当該各号に規定する自動車持出困難区域を指定する旨の公示があつた日における所有者（第百十四条第一項に規定する場合にあつては、同項に規定する買主）その他の政令で定める者が、対象区域内用途廃止等自動車に代わるものと道府県知事が認める自動車（以下この項において「代替自動車」という。）の取得をした場合においては、当該取得が同日から平成二十六年三月三十一日までの間に行われたときに限り、第百十三条第一項の規定にかかわらず、当該代替自動車の取得に対しては、自動車取得税を課することができない。

一 避難指示区域であつて平成二十四年一月一日において原子力発電所の事故に関して原子力規制委員会設置法（平成二十四年法律第

号）附則第五十四条による改正前の原子力災害対策特別措置法第二十条第三項の規定により原子力災害対策本部長が市町村長に対して行った同法第二十八条第二項の規定により読み替えて適用される災害対策基本法第六十三条第一項の規定による警戒区域の設定を行うこと、指示の対象区域であつた区域のうち立入りが困難であるため当該区域内の自動車を当該区域の外に移動させることが困難な区域として総務大臣が指定して公示した区域（以下「自動車持出困難区域」という。）内に当該自動車持出困難区域を指定する旨の公示があつた日から継続してあつた第百十三条第一項の自動車で、当該自動車持出困難区域内にある間に用途を廃止したもの

後に新築されたものであるときは、一年）を経過する日までの間に行われたときに限り、価格に当該代替家屋の床面積に対する当該対象区域内家屋の床面積の割合（当該割合が一を超える場合は、一）を乗じて得た額を価格から控除するものとする。

（東日本大震災による被災自動車の代替自動車等の取得に係る自動車取得税の非課税等）

第五十二条（略）

2 道府県は、次の各号に掲げる自動車で政令で定めるもの（以下「対象区域内用途廃止等自動車」という。）の当該各号に規定する自動車持出困難区域を指定する旨の公示があつた日における所有者（第百十四条第一項に規定する場合にあつては、同項に規定する買主）その他の政令で定める者が、対象区域内用途廃止等自動車に代わるものと道府県知事が認める自動車（以下この項において「代替自動車」という。）の取得をした場合においては、当該取得が同日から平成二十六年三月三十一日までの間に行われたときに限り、第百十三条第一項の規定にかかわらず、当該代替自動車の取得に対しては、自動車取得税を課することができない。

一 避難指示区域であつて平成二十四年一月一日において原子力発電所の事故に関して原子力災害対策特別措置法第二十条第三項の規定により原子力災害対策本部長が市町村長に対して行った同法第二十八条第二項の規定により読み替えて適用される災害対策基本法第六十三条第一項の規定による警戒区域の設定を行うこと、指示の対象区域であつた区域のうち立入りが困難であるため当該区域内の自動車を当該区域の外に移動させることが困難な区域として総務大臣が指定して公示した区域（以下「自動車持出困難区域」という。）内に当該自動車持出困難区域を指定する旨の公示があつた日から継続してあつた第百十三条第一項の自動車で、当該自動車持出困難区域内にある間に用途を廃止したもの

の事故に関して原子力災害対策特別措置法第二十条第三項の規定により原子力災害対策本部長が市町村長に対して行った同法第二十八条第二項の規定により読み替えて適用される災害対策基本法第六十三条第一項の規定による警戒区域の設定を行うこと、指示の対象区域であつた区域のうち立入りが困難であるため当該区域内の自動車を当該区域の外に移動させることが困難な区域として総務大臣が指定して公示した区域（以下「自動車持出困難区域」という。）内に当該自動車持出困難区域を指定する旨の公示があつた日から継続してあつた第百十三条第一項の自動車で、当該自動車持出困難区域内にある間に用途を廃止したもの

二・三 (略)

3 } 7 (略)

(原子力発電所の事故に関して住民に対し避難指示等を行うことの指示の対象となつた区域内の土地及び家屋に係る固定資産税及び都市計画税の課税免除等)

第五十五条の二 市町村長は、当分の間各年度において、原子力発電所の事故に関して原子力災害対策特別措置法第二十条第二項の規定により原子力災害対策本部長が当該各年度の末日までに市町村長又は都道府県知事に対して行つた次に掲げる指示の対象となつた区域(当該各年度の初日の属する年の一月一日前にこれらの指示の対象でなくなつた区域を除く。)のうち、住民の退去又は避難の実施状況、土地及び家屋の使用状況、市町村による役務の提供の状況その他当該区域内の状況を総合的に勘案し、土地及び家屋に対して当該各年度分の固定資産税又は都市計画税を課することが公益上その他の事由により不適當と認める区域を指定して公示するとともに、遅滞なく、総務大臣に届け出なければならない。

一・二 (略)

2 } 8 (略)

二・三 (略)

3 } 7 (略)

(原子力発電所の事故に関して住民に対し避難指示等を行うことの指示の対象となつた区域内の土地及び家屋に係る固定資産税及び都市計画税の課税免除等)

第五十五条の二 市町村長は、当分の間各年度において、原子力発電所の事故に関して原子力災害対策特別措置法第二十条第三項又は第五項の規定により原子力災害対策本部長が当該各年度の末日までに市町村長又は都道府県知事に対して行つた次に掲げる指示の対象となつた区域(当該各年度の初日の属する年の一月一日前にこれらの指示の対象でなくなつた区域を除く。)のうち、住民の退去又は避難の実施状況、土地及び家屋の使用状況、市町村による役務の提供の状況その他当該区域内の状況を総合的に勘案し、土地及び家屋に対して当該各年度分の固定資産税又は都市計画税を課することが公益上その他の事由により不適當と認める区域を指定して公示するとともに、遅滞なく、総務大臣に届け出なければならない。

一・二 (略)

2 } 8 (略)



改正案	現行
<p>（目的）</p> <p>第一条 この法律は、原子力の研究、開発及び利用（以下「原子力利用」という。）を推進することによって、将来におけるエネルギー資源を確保し、学術の進歩と産業の振興とを図り、もつて人類社会の福祉と国民生活の水準向上とに寄与することを目的とする。</p> <p>（基本方針）</p> <p>第二条 原子力利用は、平和の目的に限り、安全の確保を旨として、民主的な運営の下に、自主的にこれを行うものとし、その成果を公開し、進んで国際協力に資するものとする。</p> <p>2 前項の安全の確保については、確立された国際的な基準を踏まえ、国民の生命、健康及び財産の保護、環境の保全並びに我が国の安全保障に資することを目的として、行うものとする。</p> <p>第一章の二 原子力規制委員会</p> <p>第三条の二 原子力利用における安全の確保を図るため、別に法律で定めるところにより、環境省の外局として、原子力規制委員会を置く。</p> <p>第一章の三 原子力防災会議</p> <p>（設置）</p> <p>第三条の三 内閣に、原子力防災会議（以下「会議」という。）を置く。</p> <p>（所掌事務）</p>	<p>（目的）</p> <p>第一条 この法律は、原子力の研究、開発及び利用を推進することによって、将来におけるエネルギー資源を確保し、学術の進歩と産業の振興とを図り、もつて人類社会の福祉と国民生活の水準向上とに寄与することを目的とする。</p> <p>（基本方針）</p> <p>第二条 原子力の研究、開発及び利用は、平和の目的に限り、安全の確保を旨として、民主的な運営の下に、自主的にこれを行うものとし、その成果を公開し、進んで国際協力に資するものとする。</p> <p>「新設」</p> <p>「新設」</p> <p>「新設」</p>

第三条の四 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 原子力災害対策指針（原子力災害対策特別措置法（平成十一年法律第五十六号）第六条の二第一項に規定する原子力災害対策指針をいう。）に基づく施策の実施の推進その他の原子力事故（原子炉の運転等（原子力損害の賠償に関する法律（昭和三十六年法律第四百七号）第二条第一項に規定する原子炉の運転等をいう。）に起因する事故をいう。次号において同じ。）が発生した場合に備えた政府の総合的な取組を確保するための施策の実施の推進
- 二 原子力事故が発生した場合において多数の関係者による長期にわたる総合的な取組が必要となる施策の実施の推進

（組織）

第三条の五 会議は、議長、副議長及び議員をもつて組織する。

- 2 議長は、内閣総理大臣をもつて充てる。
- 3 副議長は、内閣官房長官、環境大臣、内閣官房長官及び環境大臣以外の国務大臣のうちから内閣総理大臣が指名する者並びに原子力規制委員会委員長をもつて充てる。
- 4 議員は、次に掲げる者をもつて充てる。

- 一 議長及び副議長以外の全ての国務大臣並びに内閣危機管理監
- 二 内閣官房副長官、環境副大臣若しくは関係府省の副大臣、環境大臣政務官若しくは関係府省の大臣政務官又は国務大臣以外の関係行政機関の長のうちから、内閣総理大臣が任命する者

（事務局）

第三条の六 会議に、その事務を処理させるため、事務局を置く。

- 2 事務局に、事務局長その他の職員を置く。
- 3 事務局長は、環境大臣をもつて充てる。
- 4 事務局長は、議長の命を受け、命を受けた内閣官房副長官補及び内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第四条第三項に規定する事務を

分担管理する大臣たる内閣総理大臣の協力を得て、同務を掌理する。

(政令への委任)

第三条の七 この法律に定めるもののほか、会議に関し必要な事項は、政令で定める。

第二章 原子力委員会

(設置)

第四条 原子力利用に関する国の施策を計画的に遂行し、原子力行政の民主的な運営を図るため、内閣府に原子力委員会を置く。

(任務)

第五条 原子力委員会は、原子力利用に関する事項(安全の確保のうちその実施に関するものを除く。)について企画し、審議し、及び決定する。

「削る」

(組織、運営及び権限)

第六条 原子力委員会の組織、運営及び権限については、別に法律で定める。

第二章 原子力委員会及び原子力安全委員会

(設置)

第四条 原子力の研究、開発及び利用に関する国の施策を計画的に遂行し、原子力行政の民主的な運営を図るため、内閣府に原子力委員会及び原子力安全委員会を置く。

(任務)

第五条 原子力委員会は、原子力の研究、開発及び利用に関する事項(安全の確保のための規制の実施に関する事項を除く。)について企画し、審議し、及び決定する。

2| 原子力安全委員会は、原子力の研究、開発及び利用に関する事項のうち、安全の確保に関する事項について企画し、審議し、及び決定する。

(組織、運営及び権限)

第六条 原子力委員会及び原子力安全委員会の組織、運営及び権限については、別に法律で定める。

改正案	現行
<p style="text-align: center;">原子力委員会設置法</p> <p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条）</p> <p>第二章 所掌事務及び組織（第二条 第十二条）</p> <p>第三章 削除</p> <p>第四章 委員会と関係行政機関等との関係（第二十三条 第二十六条）</p> <p>第五章 補則（第二十七条）</p> <p>附則</p> <p>（目的及び設置）</p> <p>第一条 原子力の研究、開発及び利用（以下「原子力利用」という。）に関する行政の民主的な運営を図るため、内閣府に原子力委員会（以下「委員会」という。）を置く。</p> <p>第二章 所掌事務及び組織</p> <p>（所掌事務）</p> <p>第二条 委員会は、次の各号に掲げる事項（安全の確保のうちその実施に關するものを除く。）について企画し、審議し、及び決定する。</p> <p>一 三 （略）</p> <p>四 核燃料物質及び原子炉に関する規制に關すること。</p> <p>五 七 （略）</p>	<p style="text-align: center;">原子力委員会及び原子力安全委員会設置法</p> <p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条）</p> <p>第二章 原子力委員会（第二条 第十二条）</p> <p>第三章 原子力安全委員会（第十三条 第二十二條）</p> <p>第四章 原子力委員会及び原子力安全委員会と関係行政機関等との関係（第二十三条 第二十五条）</p> <p>第五章 補則（第二十六条・第二十七条）</p> <p>附則</p> <p>（目的及び設置）</p> <p>第一条 原子力の研究、開発及び利用（以下「原子力利用」という。）に関する行政の民主的な運営を図るため、内閣府に原子力委員会及び原子力安全委員会を置く。</p> <p>第二章 原子力委員会</p> <p>（所掌事務）</p> <p>第二条 原子力委員会（以下この章において「委員会」という。）は、次の各号に掲げる事項について企画し、審議し、及び決定する。</p> <p>一 三 （略）</p> <p>四 核燃料物質及び原子炉に関する規制に關すること（原子力安全委員会の所掌に屬するものを除く。）</p> <p>五 七 （略）</p>

八 前各号に掲げるもののほか、原子力利用に関する重要事項に関する  
こと。

### 第三章 削除

第十三条から第二十二条まで 削除

八 前各号に掲げるもののほか、原子力利用に関する重要事項に関する  
こと（原子力安全委員会の所掌に属するものを除く。）。

### 第三章 原子力安全委員会

#### （所掌事務）

第十三条 原子力安全委員会（以下この章において「委員会」という。）は、  
次の各号に掲げる事項について企画し、審議し、及び決定する。

- 一 原子力利用に関する政策のうち、安全の確保のための規制に関する  
政策に関すること。
  - 二 核燃料物質及び原子炉に関する規制のうち、安全の確保のための規  
制に関すること。
  - 三 原子力利用に伴う障害防止の基本に関すること。
  - 四 放射性降下物による障害の防止に関する対策の基本に関すること。
  - 五 第一号から第三号までに掲げるもののほか、原子力利用に関する重  
要事項のうち、安全の確保のための規制に係るものに関すること。
- 2| 委員会は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭  
和三十二年法律第百六十六号）第六十六条の二第一項の規定により受け  
た申告について調査し、関係行政機関の長に対して必要な措置を講ずる  
ことを勧告することができる。

#### （組織）

第十四条 委員会は、委員五人をもつて組織する。

2| 委員のうち二人は、非常勤とすることができる。

#### （委員長）

第十五条 委員会に委員長一人を置き、委員の互選によつて常勤の委員の  
うちからこれを定める。

2| 第四条の規定は、委員長について準用する。

(原子炉安全専門審査会)

第十六条 委員会に、政令で定める員数以内の審査委員で組織する原子炉安全専門審査会を置く。

2| 原子炉安全専門審査会は、委員長の指示があつた場合において、原子炉に係る安全性に関する事項を調査審議する。

第十七条 審査委員は、学識経験のある者のうちから、内閣総理大臣が任命する。

2| 審査委員は、非常勤とする。

3| 審査委員の任期は、二年とする。

4| 審査委員は、再任されることができる。

第十八条 原子炉安全専門審査会に、会長一人を置き、審査委員の互選によつてこれを定める。

2| 会長は、会務を総理する。

3| 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する審査委員がその職務を代理する。

(核燃料安全専門審査会)

第十九条 委員会に、政令で定める員数以内の審査委員で組織する核燃料安全専門審査会を置く。

2| 核燃料安全専門審査会は、委員長の指示があつた場合において、核燃料物質に係る安全性に関する事項を調査審議する。

第二十条 第十七条及び第十八条の規定は、核燃料安全専門審査会について準用する。

(緊急事態応急対策調査委員)

- 第二十条の二 委員会に、原子力災害対策特別措置法（平成十一年法律第百五十六号）第十五条第四項並びに第二十条第五項及び第六項の規定によりその権限に属させられた事項について調査審議させるため、政令で定める員数以内の緊急事態応急対策調査委員（以下「調査委員」という。）を置く。
- 2| 調査委員は、学識経験のある者のうちから、内閣総理大臣が任命する。
  - 3| 調査委員は、非常勤とし、その任期は、二年とする。
  - 4| 調査委員は、再任されることができる。

（事務局）

- 第二十一条 委員会の事務を処理させるため、委員会に事務局を置く。
- 2| 事務局に、事務局長及び所要の職員を置く。
  - 3| 事務局長は、委員長の命を受けて、局務を掌理する。
  - 4| 事務局の内部組織は、政令で定める。

（準用）

第二十二条 第五条から第七条まで及び第九条から第十一条までの規定は委員会の委員について、第八条の規定は委員会の会議について準用する。

第四章 原子力委員会及び原子力安全委員会と関係行政機関等との関係

（勧告）

第二十四条 原子力委員会又は原子力安全委員会は、第二十条各号又は第十三条第一項各号に掲げる所掌事務について必要があると認めるときは、それぞれ、内閣総理大臣を通じて関係行政機関の長に勧告することができる。

（報告等）

第四章 委員会と関係行政機関等との関係

（勧告）

第二十四条 委員会は、その所掌事務について必要があると認めるときは、内閣総理大臣を通じて関係行政機関の長に勧告することができる。

（報告等）

第二十五条 委員会は、その所掌事務を行うため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、報告を求めることができるほか、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

(原子力規制委員会への通知等)

第二十六条 委員会は、第二条各号に掲げる事項のうち、原子力利用における安全の確保に関する事項について企画し、又は審議したときは、その旨及び内容を原子力規制委員会に通知しなければならない。

2) 委員会は、第二条各号に掲げる事項のうち、原子力利用における安全の確保に関する事項について決定しようとするときは、あらかじめ、原子力規制委員会の意見を聴かなければならない。

第五章 補則

〔削る〕

(政令への委任)

第二十七条 この法律に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、政令で定める。

第二十五条 原子力委員会又は原子力安全委員会は、その所掌事務を行うため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、報告を求めることができるほか、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

〔新設〕

第五章 補則

(連絡)

第二十六条 原子力委員会及び原子力安全委員会は、その所掌事務の遂行について、原子力利用が円滑に行われるように相互に緊密な連絡をとるものとする。

(政令への委任)

第二十七条 この法律に定めるもののほか、原子力委員会及び原子力安全委員会に関し必要な事項は、政令で定める。